

### 第3 感染症発生時の対応

#### 1 有症者の発見、確認

① 施設利用者の日々の健康調査を実施した際に、なんらかの症状（感染症の初発症状：発熱、嘔吐、下痢など）を発見した場合は、直ちに管理者に報告し、すぐに医師の診察を受けます。

② 症状を調査し、医師に伝えます。

- ・どのような症状か
- ・いつ、症状は出現したか

③ 施設内へのまん延の有無を把握します。

- ・利用者、職員など周囲に同じような症状の人がいるかどうか
- ・類似症状の人がいた場合、現在の症状、いつ出現したのか

④ 共通行動等を調査し、感染症あるいは食中毒と診断された場合のための感染（被害）拡大防止対策を準備します。

#### 【共通行動調査】

- ・食事のメニュー
- ・食事の場所
- ・発症2週間前からの外出や外泊等の行動
- ・風呂は共用か
- ・トイレは共用か
- ・居室の状況（大部屋かどうか）

⑤ 複数の有症者が確認された場合は、管轄の保健所に連絡し、アドバイスを受けます。（参考資料編：社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について）

⑥ 発生した感染症が終息するまで、利用者・職員の健康調査は、確実に実施します。通所施設の場合は休んでいる利用者の健康確認、休暇の職員の健康確認も忘れずにして、感染症が広がっていないか注意することが必要です。

## 2 患者の確定と治療

有症者は嘱託医あるいは協力医療機関を受診してもらいます。救急の場合など、他の医療機関を受診した場合であっても、嘱託医あるいは協力医療機関には連絡をして指示・協力を仰ぐほうがいいでしょう。

## 3 感染拡大防止対策

### (1) 感染症対策委員会等の設置

感染症と診断された場合、あるいは、感染症の可能性があると診断された場合、特に通常の発生動向を上回る場合には、速やかに施設内感染症対策委員会等を開催し、**感染拡大防止対策等**を検討する必要があります。

原因が不明の間は、標準予防策の徹底を指示し、また、原因・疾患名がわかっている場合はそれに対応した対策を指示します。決定された対策（方針）は、全職員（利用者も含む）に徹底されることが大切です。口頭での指示だけでなく、対策を書いた紙を掲示するあるいは一人一人に手渡すなどの方法も考慮し、二次感染予防策を実行しましょう。

#### (感染対策委員例示)

・管理者・嘱託医師・職員教育責任者・保健衛生あるいは健康管理責任者・施設衛生管理責任者・環境衛生管理責任者・施設利用者管理責任者・調理管理責任者・清掃管理責任者など

#### 【施設内感染対策委員会の役割】 感染症発生時

感染症予防（二次感染予防）対策の指揮

（感染症情報を施設内で共有するための伝達経路確認すること）

感染予防策の指示

患者発生情報の収集分析

関係機関（医療機関、行政など）との連絡調整

利用者、保護者等関係者への注意喚起 など

## (2) 発生源調査

二次感染防止対策を講じるとともに、嘱託医師の指示あるいは保健所の指導に従い、発生源調査に協力してください。

特に、感染症法で規定する感染症として診察医師が保健所に届出た場合は、感染症法に基づく調査が保健所において実施される場合（1類～3類感染症）があります。（届出対象の感染症すべてについて実施されるわけではありません。）

この場合、施設としても原因究明のために積極的に協力するよう感染症法で定められています。

## (3) 検査の実施（検便、血液検査）

集団発生した感染症（感染症疑いを含む）の原因究明のためや感染拡大防止のための検便や血液検査を実施する場合があります。

なお、保健所が実施する検査は、無料で実施されます。

目的	調査の対象
1 原因究明	感染症発生告時の有症者 (鳥取県では、患者の3割を目途に検体を採取することになっている)
2 接触者調査	患者と行動を共にしている接触者 (同部屋、サークル、帰宅している場合は患者家族など)
3 給食等食材が疑われる時	給食の喫食者全員が該当 食材、検食の検査

## (4) 生活環境等の清掃・消毒の徹底

- ① 日常的な清掃がきちんと行なわれていて生活環境や物品が清潔に保たれているか確認します。
- ② 施設内で発生する感染症は、手指を介して感染が広がることが多いので、「手指が頻繁に触る箇所・もの」の清潔の徹底を心がけます。具体的には、清掃回数を増やしたり、消毒（1日1回程度）を追加します。排泄物等で汚染されやすい場所についても同様です。
- ③ 消毒薬を使用する場合は、布等に消毒薬を含ませて拭く方法、器具などは消毒液に漬け込む方法で消毒します。病名がわかればそれに適した消毒薬がありますが、一般的には消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを使用します。リネン等熱湯消毒できるものは、熱湯消毒します。

- ④ おう吐物等感染源になるもので汚染された場所や物品は消毒します。  
この際、あらかじめ決められた手順で処理、消毒することはいうまでもありません。

#### 一般的な消毒方法

- ・ 100倍に希釈した家庭用塩素系漂白剤（水99に対して家庭用漂白剤1、使用濃度0.05%）で拭く。
- ・ 吐物等排泄物で汚染された部分は、50倍に希釈した家庭用塩素系漂白剤（水49に対して家庭用漂白剤1、使用濃度0.1%）で浸すようにして消毒、清拭する。
- ・ 衣類、寝具で血液、体液や排泄物が付着している場合は、流水で十分洗浄後、煮沸消毒します。冷水使用の場合は、塩素系漂白剤を入れて洗濯する。

#### ※ 注意

- 1 室内に消毒薬を噴霧する行為は、効果は不明で、消毒薬を吸入する可能性があるため実施すべきではありません。
- 2 塩素系漂白剤は金属に対しては、腐食性があるので使用にはむきません。
- 3 電化製品を消毒する場合は、機器に水分がはいらないよう注意するとともに電源は落としてから消毒しましょう。

#### 感染症発生時に丁寧な清掃、消毒が必要になる箇所

場所	対象物（手指が頻繁に触れる箇所）汚染されやすい場所
居室	ドアノブ、スイッチ（リモコン類）、ベッド柵、椅子、テーブル、窓鍵、電話、おもちゃ、床
食堂	ドアノブ、スイッチ、椅子、テーブル、窓鍵、シンク、水道カラン、食器、排水口
風呂	ドアノブ、スイッチ、手すり、椅子、窓鍵、洗面器、浴槽、水道カラン、シャワーヘッド
トイレ	ドアノブ、スイッチ、手すり、便座、流水レバー、汚物入れ、床
その他	建物の出入り口ドアノブ、廊下等の手すり、エレベーター昇降ボタン

## (5) マスク、ガウン等の着用

感染の拡大防止のため患者と接する職員は標準予防策を徹底し、必要に応じてマスク、ガウン等を着用します。また、感染症が飛沫感染や空気感染である可能性がある場合は、施設内でマスク着用を義務付けることも重要です。

## (6) 患者対応

感染症の施設内での拡大を防止するために、未感染者と患者を区別して対応することが重要です。

- ① 空気感染する疾病の患者については、個室管理となります。また、「インフルエンザ」や「ノロウイルス感染症」など感染力の強い疾病についても原則個室管理を考慮しましょう。

個室管理を行う意義は、患者と他の人との接触を避ける目的であるため、共同のトイレや風呂を利用せざるを得ない場合は、他の人との接触を最小限となるように工夫し、可能であれば患者専用トイレとして施設内で取り決めたり、患者の入浴は最後にしたりシャワー浴とするなどの配慮も必要です。

- ② 患者が複数いる場合は、施設の図面等で人の導線をよく確認し、やむを得なければ同じ感染症の患者を同室（大部屋；集団隔離）で管理することも検討します。
- ③ 患者と家族等との面会では、感染拡大防止の説明と同意を得た上で、職員と同様の標準予防策を実施してもらうことが望ましいでしょう。
- ④ 個室対応する場合は、患者の精神状態にも配慮が必要です。感染症に罹患し、個室対応となったことへの精神的ストレスに対するケアも重要です。
- ⑤ 感染症法で規定されている一類又は二類の感染症であって二次感染の可能性があると判断された場合は、（一類感染症の場合は、すべて指定医療機関への入院勧告を受けます。）患者に対して保健所から感染症指定医療機関への入院が勧告されます。ただし、「細菌性赤痢」などの二類感染症であっても下痢等の症状が消失している場合は、入院勧告せずに施設内で治療することもあります。

また結核の場合、患者が排菌している場合は、医療機関での入院治療となります。

#### (7) 健康保菌者、症状回復者の施設内での生活

腸管出血性大腸菌感染症の健康保菌者については、就業に関する制限はありますが、日常の生活について制限はありません。他の疾病と同様に標準予防策がなされていれば、感染の恐れはありません。また、ノロウイルス感染症の場合、症状が回復してからも、便中にウイルスが排出されますので、感染予防のための対策は、1週間程度続ける必要があります。

#### 4 行政機関への報告

感染症や食中毒が発生した場合、あるいはその疑いがある場合は、速やかに管轄の保健所とそれぞれの施設の主管課所に電話で一報してください。

##### 【集団発生の場合：社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について】

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が必要と認めた場合

#### 5 法律等に基づく公表

感染症法に規定される感染症等が施設内で発生（単発・集団）した場合は、県（保健所）においてその事実を原則として公表します。これは感染症法第16条（資料編参照）に基づき、他の類似施設等への注意喚起のために実施されます。公表にあたっては、プライバシーが十分配慮されます。

また、県（保健所）では公表前に公表する旨等を当該施設に伝えます。

## 6 施設利用者及び家族への説明

施設内で感染症が発生した場合（特に集団）には、施設利用者及びその家族に対してすみやかに説明をしましょう。そのための各種説明文書は事前に作成しておくほうが良いでしょう。

その他、「感染症発生のため施設利用者に部屋を移ってもらう場合の説明・同意書」、「施設で日常的に実施している感染予防について」、「面会時訪問者に手指消毒等感染予防のために協力してもらいたいこと」などを用意しておくとい良いでしょう。

### 《感染症発生時の説明文書の内容》

- ・施設内での発生状況、受診状況とその結果
- ・病気の説明（病気の症状、経過、治療についてなど）
- ・二次感染予防の方法
- ・必要時健康調査の依頼など

感染症を疑った時の拡大防止のための対応フロー

